

# 令和4年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月8日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第8号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	承認第2号	専決処分の承認（令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第2号））
日程第 7	報告第2号	専決処分した損害賠償額の決定
日程第 8	議案第47号	豊頃町名誉町民の決定
日程第 9	議案第40号	令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第41号	令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第42号	令和4年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第43号	令和4年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第44号	令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第45号	年末年始の休業日の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第15	議案第46号	豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
日程第16	議案第48号	工事請負契約の締結
日程第17		休会の議決

## ◎出席議員（8名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
6番 大崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君

8番 中村純也君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（1名）

5番 杉野好行君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	鏑木	政洋君
住民課	長	加藤	さおり君
会計管理者			
福祉課	長	丹羽	静恵君
産業課	長	齋藤	学君
施設課	長	越谷	光裕君
農業委員会事務局	長	林谷	一徳君
教育委員会教育課	長	森	直史君
消防署	長	江口	孝君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	主事	手塚	健人君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和4年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
5番、杉野好行議員から本日の議会を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。  
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。  
次に、監査委員より令和4年5月から令和4年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。  
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。  
按田町長。
- 按田町長 令和4年第3回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。  
初めに、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてであります。  
4回目のワクチン接種対象者は、3回目ワクチン接種終了から5か月以上経過し、満60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患（慢性の呼吸器の病気等）を有する方又は、重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となっており、7月22日から医療従事者等も接種対象に追加されました。  
60歳以上の対象者1,272人には、6月7日から接種券を順次発送し、7月2日から8月7日までの土曜日及び日曜日の計7回、保健センター及び大津地域コミュ

ニティセンターにおいて1,117人接種、87.8パーセントの接種率となり、60歳未満の基礎疾患等のある方は5人、医療従事者等は50人の接種を実施いたしました。

なお、集団接種終了後は、町立豊頃医院での個別接種により対応しております。

また、従来株に由来する成分とオミクロン株（B A. 1）の2種類を組み合わせた2価ワクチンの接種が今後開始される予定で、このワクチンは、現在国内で流行している（B A. 5）に対してもウイルスの働きを抑制する効果があるといわれています。

なお、6月以降の感染者数は累計132名で、保育所9名、児童・生徒・教職員41名、町民82名となっております。

今後の接種にかかる予定については、国から正式な通知があり次第、速やかに実施できるよう準備を進めてまいります。

次に、農作物の収穫・育成及び秋さけ漁の状況等についてであります。

農作物の生育・収穫状況については、既に収穫の終了した秋まき小麦は6月の低温寡照により生育のばらつきが生じ、7月中旬以降の高温多雨により成熟が早まったことから、例年よりも若干早く7月下旬から収穫作業が開始され、8月初旬に終了したところです。収量については乾麦で9.2俵と昨年を下回る状況でありました。

また、町内の現在の作況については、8月24日、2年ぶりに豊頃町農業改良推進協議会による作況調査を実施したところ、春先から比較的天候に恵まれたことから、農作業は概ね順調に進み、6月頃までの少雨、7月中旬以降の高温多雨により一部農作物の生育に影響が出ているものの、概ね平年並みの収量が見込めるとの調査結果となったところです。

今後、台風等の時期を迎え、収穫への影響が懸念されるようですが、被害がなく豊穡の出来秋を迎えられることを願っております。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻など不安定な世界情勢や急激な円安により、肥料価格の上昇が著しく、農業生産コストの上昇を引き起こす状況となっております。今後、国の対策事業が本格化する見通しであることから、本町としましても営農コストの軽減、安定生産体制の維持に向け、農業協同組合と協議の上、対応していきたいと考えております。

次に酪農、畜産の状況です。作況調査においては一番草の収穫時期の降雨により収穫作業が一部遅延し、二番草の生育には圃場間の格差が見られておりますが、デントコーンを含め順調な生育で推移しているとの結果であります。

しかし、一昨年から続く新型コロナウイルスの蔓延等に起因する外食産業の低迷により、牛乳、畜産物の消費の鈍化や販売価格の低迷、昨今の海外情勢や円安による肥

料、飼料高騰など、酪農、畜産業を取り巻く生産環境は厳しい状況を迎えており、生乳の生産者価格の改定がなされたとはいえ、消費・需要の回復は先が見えない状況が続いており、一刻も早い生産環境の復調を望んでおります。

また、本年4月以降発生が続いている牛ヨーネ病等の対応については、全酪農家及び畜産農家を対象とする検査を今年度と来年度の2年間で実施します。現在の検査状況につきましては、4月及び7月に16農場1,725頭の検査を行い、10農場から19頭の陽性牛が発生しております。

来年度については、15農場5,289頭を対象に、4月と7月の2回に分け実施される予定ですが、ヨーネ病発生農場の所有する牛の移動が制限され、経済的損失が大きいことから、全町的な疾病抑制対策に向け豊頃町家畜自衛防疫組合による牛舎消毒を実施し衛生管理の徹底を図り、法律で定めている3年間の同居牛の検査に備えてまいります。

次に、8月10日、音更町で開催された第12回全国和牛能力共進会北海道最終選抜会において、本町の和牛生産者2戸、それぞれ1頭が荣誉ある成績を収めました。

これに伴い10月6日から鹿児島県霧島市で開催される第12回全国和牛能力共進会に、本町から選抜された2頭が出陳されることから、関係機関と連携し支援してまいります。

次に水産業の状況ですが、過日公表された漁期前の秋サケ来遊予測は、3年ぶりに前年比増となる予測であるものの、依然として低水準な状況が続いております。このため産卵親魚の河川への遡上促進を目途に3日間の操業自粛を行い、9月2日に陸網、9月4日に沖網を設置し、サケ定置網漁業が開始されました。

水揚げに関しては9月3日から開始され、今後盛漁期を迎えることから、漁期前予想を覆す豊漁と安全操業となるよう願っております。また、昨年大きな漁業被害をもたらした道東海域の赤潮に関しては、定期的な海水モニタリング等の調査が実施されており、今年の収束宣言以降、有害赤潮生物の発生は確認されておらず、一過性の被害で収束することを願っております。

さらに先の十勝川の出水により、沿岸に多くの流木が漂着しましたが、再流出による漁網被害を低減させるよう帯広開発建設部池田河川事務所、帯広建設管理部浦幌出張所による一時集積作業が実施され、一部の地域においては今後も作業が継続実施されることとなっており、引き続き被害軽減が図られるよう要請して参ります。

続きまして、8月15日から16日にかけての十勝北部の大雨による被害の状況についてであります。

8月15日夜から16日にかけて断続的に雨が降り続き、道東と道央を結ぶ国道274号の日勝峠では土砂崩れが発生し、車19台がおよそ5時間にわたり立ち往生する

など、北海道内各地で河川の氾濫、低い土地の浸水、土砂災害に備えた避難指示等、地域住民の命を守る活動が速やかに行われました。

本町においては、8月15日午後1時38分に育素多排水機場が基準水位に達したことから稼働し、礼作別樋門、幌岡締切樋門、育素多第二樋門なども閉鎖水位に達したことから、それぞれ閉鎖をしました。

本町の雨量は8月16日午前10時頃をピークに減少しましたが、十勝上流部の雨量は断続的に増加し、さらに山間部のダムから放流が開始されたことから、最下流の本町の十勝川水位が上昇することが見込まれたため、帯広開発建設部池田河川事務所へ内水排水ポンプ車の稼働要請を行いました。

同日午後3時45分時点で安骨樋門の外水位は5.0、内水位は4.99メートルで、安骨樋門周辺農地は冠水しておりませんが、さらに十勝川水位の上昇が予測されたことから、樋門を閉鎖し同午後7時30分に要請により配置された排水ポンプ車を稼働しました。

また、礼作別樋門の閉鎖に伴い統内、礼作別方面の堤内排水の水位が上昇したため、町所有の移動内水排水ポンプを稼働させ、排水作業にあたりました。

これによる農地の被害に関しましては、大豆3.6、小豆38.5、馬鈴薯14.8、てん菜4.1、牧草13.9ヘクタールなど計72.2ヘクタールが冠水被害を受けたところです。

さらに、十勝川上流部で発生した流木が大量に流出したため、太平洋沖では流木が浮遊し沿岸部に打ち寄せられる等、秋サケ漁にも影響が懸念される状況となりました。

このため、十勝川上流部の雨により最下流域の自治体の農業被害と漁業被害は計り知れないことから、8月19日に帯広開発建設部池田河川事務所及び十勝総合振興局に今回の被害状況を報告するとともに、今後の対策について十分配慮した取り組みを強く要望してきたところです。

また、町としてもこれまでの冠水被害等から、排水するための施設の必要性を明らかにして要請活動を確実にを行い施設整備に取り組んでまいります。

次に、水道料金の減免についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策や原油価格を始めとする物価の高騰などにより家計の経済的負担が増嵩するなか、町民生活や事業者等の経済的負担を軽減するため、地方創生臨時交付金を活用して、町の簡易水道利用者に対して水道料金を減免し、他町の簡易水道を利用している町民及び自家水利用者には、減免額相当を助成することとし、補正予算を本議会に提案させていただきました。

具体的には、令和4年10月分から令和5年3月分までの6か月を対象月として、

水道基本料金を毎月免除することとし、対象とする用途区分は一般用、営業用、団体用、工場用、収容施設用の5区分で、件数は1,400件程度となります。また、本町内で他町の簡易水道を利用している場合や、簡易水道を利用しないで自家水のみを利用している場合は、申請により本町の水道基本料金相当額を基本として、最大6か月分を助成することといたします。

最後に、大津地区の津波避難等の計画についてであります。

7月28日、北海道が日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震の被害想定を公表したことを受け、8月3日、大津地域コミュニティセンターで住民説明会を開催いたしました。

説明会には大津地区住民約30名が出席し、道発表の被害想定、大津地域における避難の基本的な考え方、現在整備中のトンケシ津波緊急避難場所の整備状況などについて説明いたしました。

今回の被害想定や津波災害警戒区域の見直しに伴い、現在豊頃町地域防災計画及びハザードマップの改定作業を行っているところであります。

また、日本海溝・千島海溝型地震特別措置法改正により、特に甚大な津波被害の恐れのある「津波避難対策特別強化地域」に指定される予定であり、それにより国の補助率が嵩上げになることを見込み、現在整備中のトンケシ津波緊急避難場所の整備に加えて、地震による避難路の寸断を想定し、港を迂回する道道からトンケシ津波緊急避難場所へ直接接続する避難路など多様な避難経路の整備や、防災倉庫、発電機、その他津波被害を低減させるための防災設備の整備を検討してまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番小笠原茂人議員及び3番坂口尚示議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間に決定しました。

### ◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和4年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和4年9月5日。

3、調査の経過。

(1)令和4年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和4年9月1日招集告示のあった令和4年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、9月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

「豊頃町議会の個人情報保護に関する条例」を制定する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和4年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月16日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和4年第2回定例会閉会后に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和4年第2回定例会閉会后に受理したものは

1件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数の制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月8日に開催するよう日程を調整した。

カ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の各席に飛沫防止用アクリル板を設置するとともに、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用を取り進めることとした。

（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、執行機関が定める条例等との調整を行い、議会運営委員会が全国町村議会議長会から示された条例（例）に則り条例（案）を検討し、委員長が条例制定の提出者となり12月定例会または3月定例会に議員発議により提出するよう調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

### ◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査事項。

（1）本町の防災減災対策における大津住民の避難体制及びトンケン緊急避難所整備の状況について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

### 3、調査期日。

令和4年7月29日。

### 4、調査の経過と結果。

大津地区住民を津波被害から守るための避難体制及び新たに整備が計画されているトンケシ緊急避難場所整備等の状況について調査を実施した。

#### (1)大津住民の避難体制について。

今年度中に「豊頃町地域防災計画」及び「ハザードマップ」の改定を行うが、津波災害警戒区域の見直しなどに伴う大津地域での浸水想定高自体は低くなっており津波による浸水域は基本的に変わっていないことから、大津地区住民の避難については、国道336号避難場所への避難を前提とすることに変更はない。しかし、新たに公表された津波到達時間(7分から23分)や最大津波高(22.3メートル)、地震等による道路寸断なども想定し、新たにトンケシ緊急避難場所の整備を行っている。

#### (2)大津地区津波住民避難訓練について。

地震等により道道大津旅来線が寸断され国道336号線に出られないことなどを想定してトンケシ緊急避難場所を整備しているが、津波発生時の大津住民の基本的な避難の考え方としては、陸側に向かって避難することが前提となることから、避難訓練については、従来どおり陸側(国道336号線に面して設けられた「津波緊急避難場所」)に逃げることを想定して実施することとしている。

#### (3)トンケシ緊急避難場所の整備計画について。

日本海溝・千島海溝巨大地震対策の特別措置法改正により、大津地域が特別強化地域に指定された場合、国からの補助率の嵩上げが見込まれるところであり、それらを活用して順次整備を実施していく予定である。

令和4年度においては、「トンケシ緊急避難場所避難路調査設計業務(418万円)」及び「トンケシ緊急避難場所避難路改良工事(3,795万円)」を施工し整備するとともに、今後補正により「トンケシ緊急避難場所防災備蓄資材庫」の設置も予定している。

また、令和5年度以降には、漁港迂回道路からトンケシ高台に接続する新たな避難経路など、多様な避難経路の検討を行うとともにトンケシ緊急避難場所防災備蓄資材庫への防災備品の拡充を図ることとしている。

#### (4)大津地区住民への周知について。

トンケシ緊急避難場所の整備計画を含めた今後の避難体制及び北海道から示された日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震の被害想定結果についての大津地区住民説明会を、令和4年8月3日に大津コミセンで実施することとしている。

### 5、まとめ。

本調査では、大津地区住民を津波被害から守るための避難体制及び新たに整備が計画されているトンケシ緊急避難場所整備等の状況について現地視察を含め調査を実施した。

トンケシ緊急避難場所整備については、大津住民が津波発生時に避難をするための選択肢を増やすためのものとして有効であることが確認できた。

しかし、現在は大津市街地から直接トンケシ高台に通じる道路がないことから、今後は、大津市街地から直接トンケシ高台に接続するための新たな避難経路など、多様な避難経路を早急に検討する必要があるとの意見と、道路が寸断された場合の徒歩での避難については、避難タワーの設置や避難艇の配置などを更に検討することも必要ではないかとの意見が出された。

また、大津地域住民には、自主防災組織を含め現在実施している避難訓練により、津波発生時に確実に避難が完了できるよう、十分な説明と周知が必要との意見も出された。

今後においては、大津地区に限らず防災体制をより強固なものとするには、町民及び関係機関との関わりを密にし、町全体で災害に強いまちづくりの取組みを進めるべきとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

#### ◎ 委員会報告第8号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況について。

## 2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

## 3、調査期日。

令和4年8月24日。

## 4、調査の経過と結果。

### (1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月24日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の9圃場8作物について1圃場ごとの作物の草丈、着実数などの生育状況や、病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、馬鈴薯の植付作業、てん菜の移植作業及び大豆、小豆のは種作業は平年並みかやや早めに行われたが、降雨の影響により直播栽培のてん菜、金時及び手亡のは種作業は平年より遅れて行われた。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜については、草丈、葉数及び根周は平年より良く生育は順調であったが、一部で多雨による湿害等が散見され、今後も高温多湿による褐斑病の発生リスクは高い状況となっている。馬鈴薯については、6月上旬までは少雨であったが、その後は高温多湿で推移したため、軟弱徒長となり倒伏も多くなっており、1株当たりのいも数はやや少なく、1個当たりのいも重も小さい傾向である。豆類は、発芽後は高温傾向で、降雨もあり、茎葉の生育は平年並みから上回る傾向で推移し、開花は大豆、小豆及び手亡が平年よりやや早く、金時は平年並みとなり、豆類全般的に平年に比べ草丈は高いが、莢数は小豆以外少ない状態となっている。

牧草については、一番草の収穫作業は平年並みに始まったが、降雨の影響によりロール体系の収穫作業ができず、平年より13日遅れて作業が終了し、収量は平年並みの見込みとなっている。二番草については、草丈がやや長い状況で平年並みの生育であるが、一番草の収穫時期の差で、圃場間の差は大きくなっている。

なお、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、根雪が1月上旬と遅く、3月にも降雪があったために起生期は遅くなり、その後は平年並みからやや早く推移していたが、6月上旬の低温寡照により生育が鈍化し、出穂から開花がばらつき、6月下旬からの高温多雨や低温気温、7月中旬以降の多雨の影響で根傷みが進んだため、成熟期が平年より早くなり、収穫作業も平年より早く始まり早く終了し、収量は乾麦で反収が概ね9.2俵、製品反収では約8俵と昨年を下回る結果が見込まれている。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後の台風等により作物への影響が懸念されるところである。

また、今後においては、病害虫による被害、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

全町的に中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備対策により、安定的な収量確保に向けた対策を講じることや、本格的な収穫期を迎えるに当たり、農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導の徹底を求めるなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって委員会報告第8号は報告済みとします。

#### ◎ 承認第2号

●藤田議長 日程第6 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書11ページを御覧ください。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は令和4年5月13日第2回臨時会において行政報告をいたしました令和4年4月4日に発生した公用車の事故に係る損害賠償に要する予算として地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年豊頃町一般会計補正予算第2号を令和4年7月5日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書第2号、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,802万6,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費に自動車事故賠償金81万1,000円を追加。

次に、歳入につきましては8ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入に自動車損害保険金81万1,000円を追加するもので

あります。

以上でありますので御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

### ◎ 報告第2号

●藤田議長 日程第7 報告第2号専決処分した損害賠償額の決定についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書13ページを御覧ください。

報告第2号専決処分した損害賠償額の決定について御説明いたします。

先ほど承認第2号で御説明いたしました公用車の事故について、事故の相手方との協議が整い、損害賠償額が決定したことから地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年7月5日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

損害賠償の内容については14ページを御覧ください。

1、事故発生日時。

令和4年4月4日、午後3時30分頃。

2、事故発生場所。

大津114番地先、道道大津旅来線路上。

3、事故の概要。

町公用車である患者輸送車が大津線で大津方面に走行中、前方注意を怠り左車輪が

道路から逸脱、道路に戻りきれず大型視線誘導標に衝突、車両左前部を破損、誘導標が45度程傾斜、同乗者1人が肘や膝を打つけがをした。

4、事故の相手方。

道路管理者、北海道知事鈴木直道。同乗者1名。

5、損害賠償額。

81万116円であります。

以上、報告いたします。

●藤田議長 報告第2号専決処分した損害賠償額の決定についてを審議します。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいま、専決処分の報告がなされました。専決処分については、理解をさせていただきますが、この公用車の事故に関して、安全運転管理等体制についてお伺いをしたいと思います。

まず、被害に遭われた方は町民だと思いますが、被害者へのお見舞いを心から申し上げたいというふうに思います。

この事故当時の被害者への初期対応と申しますか、被害者への対応と処置がどうなされたのか。また、運転者である職員の対応についてお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 ただいまの事故についての初期対応について御答弁申し上げます。

4月4日の事故発生当日、すぐ職員のほうから報告を受けまして、その後、事故に遭われた方については病院にすぐ受診していただきまして、その後、保健師とともに状況の確認をしに、その後の対応について逐次、御両親とともに報告を受けながら対応をしてきた状況でございます。先ほど受診については2回ということで完治し、今は通常どおり御本人の活動にいそしんでいるというふうに聞いております。

以上です。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 職員のことについてでございますが、豊頃町職員の交通法規、違反者等の処分基準に基づきまして、同乗者の方、完治した後に6月9日に町の基準に基づき処分をしております。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 公用車の安全運転につきましては、先日も静岡県で幼稚園児が送迎車両に取り残されて、痛ましい事故に遭われたということでございます。これらにつ

きまして安全運転と運転管理体制、これがやはり大きな原因ではなかろうかと思えます。

本町におきまして、町民が利用している公用車等につきましては児童・生徒の利用するスクールバス、それから町民用の町営バス、それと今回の件にありました患者輸送車、そして委託しているコミュニティバス等がありますけれども、町民が安心して利用できるような、そういう運行体制が必要でなかろうかと今後思えます。安全運転管理の体制と職員の周知徹底はどのように図られているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 日頃から、職員が集まる機会や全体庁議などにおきまして、安全運転の励行については周知徹底しているところでございますが、今回この事故を受けまして、何度もさらに回数を増やしまして全体庁議などで、理事者等から安全運転の徹底を管理職を通して職員に周知しているところでございます。

今後におきましても、さらなる周知徹底してまいりたいと思えます。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 事故が起きると大変なことになります。まして、町民の生命を守らなければならない、そういう公用車両でありますので、今後においても十分な周知徹底と運行管理が行われることを期待しております。

現在、公用車に付いているドライブレコーダーでありますけれども、この装着率がまだ100%にはなっていないと思うのですが、このような事故の発覚した場合の前後の安全確認、そういうものを確認するためにも全車両にドライブレコーダーを装着すべきではないかなと思えますけれども、その辺の考え方についてお伺いをして質問を終わりたいと思えます。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

大型車両や重機関係については以前からドライブレコーダーを付けさせていただいております。それと、6月に補正予算をいただきまして、一般の公用車も残った公用車の半分程度の予算をいただきまして、ドライブレコーダーを付けさせていただいているところです。残り半分につきましてはですが、今までの考えでは来年度予算と思っただけなんですけれども、石田議員の御指摘もございまして、これから検討いたしまして、早めに付けられるものなら付けていきたいと思っております。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 関連なのですが、ただいま、損害賠償金額、上程されました。81万1,000円ということですが、その中では同乗者のお一人がけがされていますよね。この方のお見舞いとか、そういう制度の中ではされた内容として理解していいですか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 当然、治療費も含まれておりますが、本人の休業補償の部分についても補填されております。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

したがって、報告第2号は報告済みとします。

#### ◎ 議案第47号

●藤田議長 日程第8 議案第47号豊頃町名誉町民の決定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書7ページを御覧ください。

議案第47号豊頃町名誉町民の決定につきまして、提案の趣旨について説明をいたします。

本案につきましては前豊頃町長であります宮口孝氏を本町名誉町民とすることについて御同意をいただきたく、豊頃町名誉町民条例第4条第1項の規定に基づき、議会に提案をするものであります。

議案説明書19ページをお開きください。

このたびの、名誉町民として推挙いたします宮口孝氏の経歴及び事績を掲載してございます。

宮口孝氏は、昭和38年4月に豊頃町役場に奉職され、昭和56年12月に自治大学を卒業。平成元年5月からは豊頃町助役を3期12年務められ、その後、民間企業等にて要職に当たり、平成17年4月の豊頃町長選挙に立候補され、当選。令和3年4月まで4期16年、豊頃町長として町政発展と産業振興、そして町民の福祉向上に努められました。豊頃町奉職から特別職を含めて約55年の間、地方自治及び行政運営に携わり、第1次産業を基幹とした本町の基盤を関係団体とともに築いた功績は誠に大きく、また、お人柄についても皆様も御承知のように、広く町民に親しまれ、

信頼の厚い方であり、豊頃町名誉町民条例第2条第1号に規定される資格要件、本町の行政、産業及び経済等の発展、もしくは学術技芸及び教育等、文化の興隆その他福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受ける者とされていることから、その資格は十分な方であると思っております。

このことから、本年6月10日に豊頃町名誉町民審査委員会に諮問させていただき、慎重審議の上、異論なく推挙決定の答申をいただいたところであり、このたび、提案をさせていただきました。なお、御同意を得られたならば、本年11月2日に予定しております豊頃町功労者表彰式におきまして、本町4人目の名誉町民としての称号の贈呈式を取り運びたいと考えております。

以上、本案につきまして、御同意賜りますよう、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

●藤田議長 11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

#### ◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第9 議案第40号令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第40号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億665万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,468万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費において、10目簡易郵便局費に二宮簡易郵便局舎移転改修工事2,800万円を追加するなど計3,281万8,000円を追加。

16ページ。2項徴税費に軽JNK S対応システム改修委託業務154万円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費に住基ネットシステムサーバメモリ増設委託業務40万2,000円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に燃料券交付156万円を追加。7目後期高齢者医療費から道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金1,195万8,000円を減額するなど。18ページ、計818万6,000円を減額。

2項児童福祉費において、2目子育て支援費に保育補助員報酬112万8,000円を追加するなど、計346万9,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、20ページ、3目保健指導費に新型コロナウイルスワクチン接種事業279万2,000円を追加するなど計451万2,000円を追加。

2項簡易水道費において、町外水道区域者助成金160万円。22ページ、簡易水道特別会計繰出金1,527万7,000円、計1,687万7,000円を追加。

5款農林水産業費1項農業費において、2目農業総務費に経営継承・発展等支援事業補助金300万円、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金1億8,029万4,000円を追加するなど、計1億8,405万6,000円を追加。

2項畜産業費に家畜自衛防疫組合補助金100万円を追加するなど、計218万1,000円を追加。

24ページ。3項林業費に、豊かな森づくり推進事業補助金62万円を追加。

4項水産業費に秋サケ資源増大緊急支援事業2,282万5,000円を追加するなど、計2,297万5,000円を追加。

6款商工費1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金945万6,000円、物産直売所緑化工事300万円を追加するなど計1,

405万6,000円を追加。

26ページ。7款土木費2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に牛首別山手支線舗装工事340万円、牛首別2号支線舗装工事490万円を追加。3目道路新設改良費に建設機械格納庫外構工事400万円、橋梁補修工事1,800万円を追加、幌岡第3幹線改良舗装工事2,300万円を減額するなど、計1,587万円を追加。

3項住宅費にドリームタウン団地内道路改修工事350万円を追加。

4款河川費に河川維持補修費200万円を追加。

28ページ。5項施設費に公園施設管理費25万2,000円を追加。

8款消防費1項消防費に一般備品53万3,000円を追加するなど計103万5,000円を追加。

2項災害対策費にトンケシ緊急避難場所防災備蓄資材庫170万円、トンケシ緊急避難場所ソーラーLED街灯125万円を追加するなど、計388万円を追加。

9款教育費2項小学校費に30ページ、中央若葉町教員住宅設備改修工事90万円を追加するなど計230万円を追加。

3項中学校費に修繕料20万円を追加。

4項社会教育費において、1目社会教育総務費に二宮報徳館資料室改修工事70万円を追加するなど計107万5,000円を追加。

5項保健費に、32ページ、給食材料費79万4,000円を追加するなど計122万2,000円を追加。

次に、歳入につきましては8ページを御覧ください。

1款町税1項町民税に5,805万4,000円を追加。2項固定資産税に2,921万円を追加。10款地方交付税1項地方交付税に普通交付税4,200万円を追加。14款国庫支出金1項国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金274万4,000円を追加。2項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,591万5,000円を追加するなど、計2,846万4,000円を追加。

10ページ、15款道支出金2項道補助金に持続的畑作生産体系確立緊急対策事業1億8,029万4,000円、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金900万円を追加するなど、計1億9,088万円を追加。

17款寄附金1項寄附金に地域福祉寄附金40万5,000円を追加するなど計50万5,000円を追加。

18款繰入金1項繰入金から財政調整基金繰入金1億円を減額。19款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金3,354万3,000円を追加。

20款諸収入4項受託事業収入に新型コロナワクチン予防接種料4万5,000円を追加。

12ページ、5項雑入に、介護保険特別会計繰出金精算返還金192万7,000円を追加するなど、計229万2,000円を追加。

21款町債1項町債に二宮簡易郵便局舎移転改修事業2,520万円を追加するなど、計1,891万7,000円を追加。

次に、第2条地方債の補正につきましては4ページ、第2表地方債補正を御覧ください。

臨時財政対策債の限度額を2,971万7,000円に改め、公共施設等適正管理推進事業債2,520万円を追加し、地方債限度額の総額を16億7,791万7,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 10款地方交付税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 14款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 15款道支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 17款寄附金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 18款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 19款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 20款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 21款町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費、説明第1号。熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 予算説明書1ページをお開きください。

説明第1号二宮簡易郵便局舎移転改修工事の施工について説明いたします。

現在の二宮簡易郵便局舎は既に50年が経過しており、老朽化が著しいため、二宮報徳館の一部を改修し、二宮簡易郵便局を移転するため、移転改修工事を行うこととし、第2款総務費に予算を計上いたしました。

1、工事の概要は工事名、二宮簡易郵便局舎移転改修工事。工事予算額2,800万円。工事内容、(建築主体部)既存改修面積70平米、出入口階段部7.26平米、合計77.26平米。(電気設備部)電灯・コンセント設備、空調・幹線設備等、(機械設備部)給排水・給油設備、換気・消火設備等の施工を行うものであります。

2、契約の方法は指名競争入札により行います。なお、二宮報徳館全体の平面図を2ページに、簡易郵便局の平面図を3ページに御示ししておりますので御参照ください。

以上、御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑ありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 総務費、1項5目地方振興費から8節の旅費でございますけれども、地方振興一般経費の中で、この旅費でございますけれども、この旅費については、第12回全国和牛能力共進会また報徳サミットに関わる旅費とお聞きしておりますけれども、まずもって、全共でございますけれども、全共に関わる旅費の分として何名の旅費なのか、それから報徳サミットについても何名の旅費なのかということ、それから何泊するのかということについても詳しくお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

地方振興一般経費で見ている普通旅費というのは主に町長の旅費でございます、この中では全国和牛能力検定の共進会の旅費については町長の分1名分ということで

ございます。5款に、ほかの職員の旅費は出てくると思っております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この第12回全国和牛能力共進会でございますけれども、本町からは2戸の畜産農家の方、牛がそれぞれ2頭、道代表として出陳されるわけでございますけれども、町長は分かりました。この全国和牛能力共進会に他の職員さんは何名ぐらい同行されるのかをお聞きいたします。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

職員は2名派遣する予定でございます。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 10目の簡易郵便局費についてお伺いをしたいと思います。

工事予算額が2,800万円ということで、ちょっと最初見たときに、金額が大きいなと感じました。これらは建築主体、電気設備、機械設備等が入っておりますし、補正でアスベスト調査も計上しておりますので、この部分も費用の工事内容に含まれているのかなと思います。

建築主体部の床面積でありますけれども、出入口、階段部を含めて、77.26平方メートル。坪数に換算しますと約23.3坪になります。坪単価にしますと119万8,000円、約120万円ということになります。ちょっと改修のせいかもしれませんが、資材の高騰、それから人件費の高騰等もあるでしょう。それにしても坪120万円というのは高いのではないかなというふうに感じます。

町営住宅におきましても、令和3年度においては坪大体90万円から100万円の間の建築費でございますので割高になっているのかなと思いますけれども、これだけ2,800万円をかけるのであれば、新築もできるのではないかなというふうな工事費用でありますけれども、新築するという選択肢はなかったのかどうなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

石田議員おっしゃるとおり資材、人件費の高騰ということで高くなっております。新築も業者とちょっとお話をしたりしたのですけれども、この2,800万円かけても小さいものしかできないというふうに言われまして、今、一般住宅でも普通の木造住宅でも坪大体100万円を超えるような状態になってきております。

それと、この郵便局につきましては、本町の公共施設で総合管理計画に載っておりまして、二宮報徳館と統合するという計画がもともとあります。この計画にのっとりまして、先ほど御説明しました公共施設等適正管理事業債というのが使えることになります。そうすると、この費用の90%充当率で、交付税の措置が半分ありますので、町の持ち出しが大体1,500万円程度になるということで、統合のほうを選びました。ちなみに新築いたしますと、何の財政措置もなく2,800万円丸々、一般財源で手当しなければいけないということでございます。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明を聞いて理解をしましたがけれども、やはり、いろいろな財政措置があるから、そうせざるを得ないのかなというのも理解できます。

ただ、この額が額なだけに、将来的に考えるとコンパクトな局舎でもよかったのではないかなと思います。そういう状況であるならば、やむを得ないなというふうに思います。

また、今現在使われている現庁舎ですけれども、この庁舎についてはいずれ年数も経過しているでしょうから、解体をしなければならないと思いますけれども、解体費用が予算化されておられません。どのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

移転工事がこの補正予算、可決いただいてから発注となりまして、完成が2月末日ということになっておりまして、オープンを4月1日と考えております。それで取り壊しの予算につきましては来年度の予算で計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

16ページ、2項徴税费。

1番石田議員。

●1番石田議員 徴税费、税務総務費の中に軽JNK S対応システムとありますが、これはどんなシステムなのか御説明いただきたいと思っております。

●藤田議長 加藤住民課長兼会計管理者。

●加藤住民課長兼会計管理者 答弁させていただきます。

今回、予算計上させていただきました軽JNK S対応システム改修業務ですが軽J

NKSとは、軽自動車税納付確認システムの略称であり、内容につきましては軽自動車車検用納税証明書の電子化を図るものです。つきましては本町の既存システムの改修が必要となります。

改修後の流れとしましては本町で管理しております軽自動車の所有者、車両番号、納税状況等のデータを軽自動車検査協会がオンラインで確認でき、これまで車検時に提出していましたが納税証明書の提示が不要となるものです。

なお、稼働開始は令和5年1月4日でございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

3項戸籍住民基本台帳費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目社会福祉総務費なのですが、扶助費で燃料券の交付156万円があります。当初、福祉灯油等で200万円、これは福祉灯油券を町民に交付しておりますが、今回の燃料費交付金というのは、福祉灯油券に併せた交付になるのかまた別のものなのか御説明いただきたいと思います。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁させていただきます。

燃料券につきましては、福祉灯油券とは別物で今年度限り、令和4年度限りの事業でございます。コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響が特に大きい一定の収入以下の65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯及び生活保護世帯に1万2,000円分の燃料券を交付して生活困窮世帯の生活の安定を図るものでございます。こちら、燃料ということで、ガソリン・軽油ということで想定しておりまして、ただ、高齢者の中には自家用車をお持ちでない方がいらっしゃいますので、その方については灯油の使用も可能ということで柔軟な対応を取らせていただきたいと考えております。

対象世帯につきましては、高齢者世帯110世帯、障害世帯4世帯、生活保護世帯16世帯の計130世帯に1万2,000円分ということで、今回計上させていただいております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 本年度限りの措置ということでもありますので、対象者の調査と十分

な周知を徹底していただきたいというふうに思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今、議員からお話がありましたとおり、しっかりと周知徹底しながら対応のほうをさせていただきたいと思います。

基本的には北海道が2分の1助成する事業として、事業のほう考えてございます。やり方につきましては、町村それぞれ独自のやり方ということで、今回本町におきましては燃料券ということで福祉灯油に併せて交付させていただくというようなことで考えております。しっかりと対応させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

2項児童福祉費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項簡易水道費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 4款衛生費2項簡易水道費でございますけれども、この18節の負担金補助及び交付金でございます。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から、いろいろな用途に使われているかと思っておりますけれども、まずもって町外水道区域者助成金でございます。

このことについては浦幌関係の水道というふうに聞いております。大豊 という関係でございますけれども。この助成金については理解するところでございますけれども、例えば、自家用水、いわゆる井戸水等のことにも井戸水使用の方にも、こういう助成金が使われるという話も聞いておりまして、例えば自家用水での使用の目安ですとか、いわゆる基本料金ですとか、また、例えば、井戸水を営業用ですとか団体用ですとかそういった絡みで使用している区分については、どのように計算されているのかお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今、小笠原議員から質問ございました自家用水を利用している方につきましては、町の一般簡易水道を利用して得られる基本料金を基としまして考慮し、助成するような考えでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 あくまでも一般用の水道料金の基本料金ということでよろしいのでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 議員おっしゃるとおり一般用として計上してございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長から行政報告もありましたとおり、この上水道の基本料金の半年免除でございますけれども、このことにつきましては、いわゆる物価高騰対策での水道基本料の全額免除かというふうになっております。町民の中には、やはり生活支援という部分もあるのだとしたら、何ゆえに物価高騰対策も含め生活支援で水道使用料なのかというような考え方を持っている方もおりまして、私にそういうような質問をぶつけてくる町民もございました。やはり、水道の基本料金を一律に一定期間免除するというのは、やはり、その分のお金を給付するのと同じじゃないかと。そういうような考え方をしている人もおりまして、やはり、使用量の多い人には、また少ない人にはそれなりに負担していただくという方向で考えるのが大原則だろうというような考え方を申してくる人もおりまして、まずは生活支援いわゆる物価高騰対策、何ゆえに水道使用料の免除なのかということにつきまして、基本的な考え方を町長にお聞きいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今、議員のほうからお話のありました件、基本的に施策1本1本見ても町民の方全員に100%理解を受けられるような形というのはなかなか難しいのかなと思いつつも、施策を組みながらやっているというところです。今、議員言われるのは、基本料金ではなくて使った量に応じて支援してくれてもいいのではないかなというような話なのかなというところでございますけれども、基本的には町民一律支援するという考え方の中では、事務量ですとかいろいろな部分を含めると、やはり基本料金というところを免除するというところが一番なのかなというところで制度設計させていただいたところでございます。従量分につきましては、それぞれ使う量というのは一般でも営業でもいろいろな区分の中でそれぞれあると思いますので、そこは使い方の形の中でいろいろ考えていかなければ、じゃあどこに上限を引くのかとか、いろいろな制約というか決まりをつけなくてはならないというところがございます。即効性のある一番早いところで、どうやったらいいかというのはこの基本料金というところが、私としてはいいのではないかという判断の下、こういった制度でやらせていた

だきたいということでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員に申し上げます。

3回の制約がありますけれども必要な質問ですか。

小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま、町長の基本的な考え方を聞かせていただきましたので理解したところでございます。

町民も3,000人超える町でございますので、水道の減免につきましてもいろいろな考え方がございます。私もまた一般質問で作業用の水道のことについての部分についてもまた質問させていただきますけれども、いずれにいたしましても、同じような取組をまた帯広市もやるというような話も聞いておりますし、そういう部分についての考え方があることで認識しましたので、どうもありがとうございました。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 それぞれ私のほうは考えるほうであって、議員皆様は地域のこと、いろいろなお話を住民の方、町民の方にお聞きするという御立場もあろうと思います。できる限り、町のほうも丁寧に住民のほうに周知徹底しながら間違いのないよう進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 この関連している内容なのですが、私は今議論されたように、本町がこの水道料の基本料金という非常に町民には理解しやすい制度、これは生活支援というのは当然なのですが、やはり経済対策として私はベストだと思って、直近のトライとして非常に私は、これについて町民は若干そういうふうな物価高騰社会の中では、密かに喜びを感じていると思います。ただ、6か月というのが本町の方針ですが、これは6か月だと3月までですね。そうすると新年度令和5年度ということになると、それらのこともこれを機会に含んでいろいろと予算編成も必要ではないのかなと。これは緊急対策だと思いますが、もし、そういうようなことで理事者のほうで、町長のほうで余力を感じながら、この対策をしていくという考え方については含んでいるという理解でよろしいでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 その減免、免除の期間の話でございますけれども、この6か月というのは、当初2か月がいいのか3か月がいいのか5か月がいいのかという話の中で論議がありました。今回、物価高騰対策、燃油の高騰ですとか、一番これから灯油ですとかそういった部分の需要期が来るという中では、この半年間がベストではないかという

ことで、判断をさせていただいたというところでございます。

新年度からにつきましては、ひとまず、この6か月の状況、そしていわゆる物価高、いろいろな社会情勢の判断をしながら、新年度予算、また検討していかなければならないことかなと思っておりますので理解のほどよろしく申し上げます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 そのような考え方で推移していただくことについては非常に一町民としてでも、それらについては安心、あるいは不安解消の一つかなというふうに思います。

ただ、それに併せて、本町の1次産業というのは、やはり農業が中心なものですから、併せて資材高騰に伴う飼料、肥料、餌とか肥やし、これらについて議論されると思いますが、これも併せてやはり緊急対策経済行為としての方針を十分に関連機関と協議して、そつのないような対応を希望したいと思いますが、それらについての心積もりというのを最後にお聞かせいただけますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 農業関連ですとか経済関連の施策につきまして、今後国のほうからもいろいろな事業、出てくるような形やに聞いてございます。その辺、含めまして、既に他町では頭出ししているところもありますけれども、状況等をしっかりと把握しながら、また関係機関と協議を深めながら、できるだけ早い段階で対応できればなと考えてございます。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

22ページ、5款農林水産業費、1項農業費。

1番石田議員。

●1番石田議員 2目農業総務費についてお伺いしたいと思います。

持続的畑作生産体系確立緊急対策事業、この事業内容について御説明いただきたいと思えます。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

本事業は畑作産地において、病虫害の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、労働負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立や馬鈴薯の種子の安定供給の取組を支援することを目的とした事業でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 それで、どのような内容の事業をしようとしているのかお知らせ願いたいと思います。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 本事業は昨年度まで畑作構造転換事業がございましたが、その事業が終了しまして、その後継として本事業が今年度から実施されることとなっております。

事業内容としましては、畑作構造転換事業の内容に加えまして、種馬铃薯緊急増産事業や、てん菜からの転換事業など、新たに6つの事業が加えられております。事業実施主体は市町村、農業者、農業者の組織する団体等が行うこととなっております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 それは分かるけれども、具体的にどんな事業になるのかということなのですよ。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 主な事業としましては、馬铃薯の緊急増産ということで機械の導入とか、あと畑の改良に係る事業があります。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 馬铃薯ばかりではないのではないのでしょうか。

本当の細かい内容というものは、どういうふうな内容で取組に当たるといふふうに来ているのかどうか、その辺の問題です。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

具体的に申しますと、機械の導入やポテトハーベスターとかGPSのガイダンス、そのほかにコンバインとか、あとマウントスプレーヤー等の機械の導入を予定しております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 土地改良も入るとかって言っていたのですよね。今、言うと、それ

入ってないのだよね。何を答弁しているの。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 0時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

事業の中で、機械の導入のほかに土地改良でなくて、作物の転換の部分について事業が承認されております。

具体的には、今減少しつつある、てん菜から種馬鈴薯への作物の転換事業でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 質問者が納得しておりませんので、これについては午後からに再度精査して答弁いただけませんか。

●藤田議長 今、大崎議員から質問がありました。

内容的には答弁の内容につきましては、答弁不足があるかと思えます。

よって、午後からの答弁に代えたいと思えます。

午後2時まで昼食等のため休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 2時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

会議に入る前に、会場内が暑くなっております。上着を脱いでの質問を許しますので、よろしく願いいたします。

それでは審議を再開いたします。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 午前中の件につきまして御答弁させていただきます。

持続的畑作生産体系確立緊急対策事業の中身についてでございますが、本町からは16の事業実施主体が承認を受けております。事業費が3億8,330万6,365円で、その事業費に対しまして1億8,029万3,925円が補助金として交付される予定でございます。15の事業主体がハード面である機械の導入、1事業実施主体がソフト面である、てん菜からの作物の転換、病害虫の抵抗品種導入の経費の支援となっております。ハード面の15の事業主体の機械の導入でございますが9事業主体がポテトハーベスター等を入れる馬鈴薯に関係するもので6,349万8,000

円、馬鈴薯以外が6事業主体で9,679万6,000円でございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 先ほど、7番議員の質問回数がオーバーしたということで議長から御指摘ありました。

したがって、私が改めて質問させていただきますが、ただいまの答弁の内容で私は十分でないかなと、こう思いますので理解をいたしました。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

2項畜産業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 24ページをお開きください。

3項林業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項水産業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 6款商工費、商工総務費からでございますけれども、14節の工事請負費でございますけれども、物産直売所管理費、工事請負費、物産直売所緑化工事とはどのような工事かお聞きいたします。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

この緑化工事でございますが、物産直売所西側でございます。この西側は、道の建設発生残土を使用して敷地を拡張している場所でございます。今般、整地を行いました土砂投入部分につきまして腐植酸吹きつけによる緑化を図るために提案するものでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 それは全面を芝生にするということで理解してよろしいでしょうか。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 御答弁申し上げます。

議員も御承知のとおり、一部既に芝生になっているところがございますが、今般行うところにつきましては先ほど申し上げましたとおり、今、芝生が張られていない部分、この部分についての緑化を行うということでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

26 ページをお開きください。

7 款土木費、2 項道路橋梁費。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 7 款土木費 2 項道路橋梁費の 16 節公有財産購入費でございますけれども、公有財産購入費、用地等買収費となっておりまして、357 万円が計上されております。

これは町のどの辺りなのか、実際地図とかの添付がないので分からないわけですが、このことについて御説明よろしくお願いたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

この用地の買収する場所ですが、茂岩東 1 条通りと言いまして、一番、十勝川沿いの部分、道路のふちになりまして、一番分かりやすいのは多田建設さんの事務所があるのですが、その川側のほうに小屋がありまして、その北隣になる場所でございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2 番小笠原議員 これについては用地買収の例えば図面等の添付は必要ないのかどうかのことについてお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 金額的には買収する面積等そんなに大きいものでないので添付してなかったのですが、もし必要とあれば、後ほど図面等で説明させていただきたいなと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

3 項住宅費。

1 番石田議員。

● 1 番石田議員 ドリームタウンの団地内道路改修工事でありますけれども、場所と改修工事内容について御説明いただきたいと思います。

● 藤田議長 越谷施設課長。

● 越谷施設課長 御答弁申し上げます。

この工事に関しましては、ドリームタウン団地内の幹線道路でございまして、中央コミセンから、元光の家族のほうへ向かいまして、太い道路がございまして、そちらの側の一番東側の部分で、やる内容としましては、歩道と縁石が凍上によりまして破損している部分がLR、両側ですね、道路の両側とも破損していますので、その部分を130メートル弱ほど補修するような形で考えております。

以上です。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 次に進みます。

4 項河川費。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 5 項施設費。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 8 款消防費、1 項消防費。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 2 項災害対策費。

6 番大崎議員。

● 6 番大崎議員 予算についてのトンケシの節のところですが、この内容についてですね、災害備蓄資材ということで、資材を計画されているようですが、これはどういうものを收容しようとしているのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

● 藤田議長 熊谷総務課長。

● 熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

資材庫には、毛布、そしてここに書いてあります発電機、そして当初予算で見させていただきました簡易トイレ、あと、保存水などを備蓄しようとしております。

以上です。

● 藤田議長 大崎議員。

● 6 番大崎議員 そうしますと、先ほどの町長からの行政報告でも、最重点の項目に4 項目にあったのですが、トンケシの緊急避難箇所というのは大津地区の皆さんから見れば、大変な避難、安心・安全の要素を持った、41メートルぐらいになるわけですから、灯台のところまで。ですから、非常にここが力強い避難箇所だというふうに

全体から見て感じるわけですね。ですから、それについての例えば万が一そういう地震があって津波があったときの避難としては、やはり最低でも72時間以上のそういう毛布は必要ですが、備蓄する食品、飲料、その他の医療関係の医薬品、それらについてもやはり、常備が必要ではないかなと私は感じます。したがって、そういうような収納庫というふうには私は感じていたのですが、そういうものについては扱わないですか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

現在予定している資材庫はですね、備蓄食料を置くのにはちょっと冬場が対応できないということで、その辺も含めまして、今後、例えば夏場は置くとか、そういうふうには今はちょっと氷点下になると備蓄食料も耐えられないものですから、その辺検討してまいりたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 災害について非常に今緊迫した心境状態に私自身あります。いつ起きるのか、いつ津波が発生するのかということですね、全く安眠できないというのが地域の人は当然だと思っております。少なくとも大津には避難箇所として現在コミセンがあります。それから12メートルの築山もあります。そして国道336号の避難箇所があります。今回、新たにトンケシもあります。

そういうようなことで、万難を排して地域の人の安全ということを確認するためには、必要であろうと。偶然にというか、今待機できるというのはコミセンなのですね。そういう食料備蓄をできるというのは。夜具もそうです、医療機器も薬品もそうかなと思います、これからは。そうすると、食料も先ほどの最低でも三日分は用意できないかというようなことと、250名の死傷者が予想されているという状況であれば、大津全域です。したがって、それらに対しての今後、町長が非常に今本町は緊急事態対策の災害の指定にもなるだろうというふうには今日申しています。

したがって私は、そういう意味から見ると、今後のトンケシを含め、近隣センター、イコール避難所になっているところの周辺というものから、ますます強固な体制づくりというのが住民のために必要ではないかなと。こういうような感じがするものですから、オールマイティーでできるものの、その箇所のためにですね、今後どうすべきかというところの考えを町長にお伺いして、3回目ですから質問は終わります。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 その大津の避難所、トンケシにつきましてもそうですが、8月3日に道

の想定が発表されたと、タイミングよく、大津で避難所の説明会を含めまして、させていただいたところでもあります。一様に皆さんおっしゃっていたのは、やはり避難の場所、避難路の確保というところは皆さんそれぞれ声を大きくして言われていたわけでもありますし、これまでの町の対応についてもどうだったのだという、ちょっと厳しめな話もありましたが、ただ、皆さん、もう起こり得ることですから前向きにしっかりやってくれよというようなことで住民の方にも地域の方の要望を聞いてきたというところがございます。そんな中で先ほど申しましたとおり、トンケシのほうは、道道から何とか今の造っている道路のところにショートカットできないかということはこれから関係機関としっかり詰めながらというところがございますし、現在の国道336号に抜ける道路、それにつきまして今、拡張工事、拡幅工事していますけれども、あれもですね、早期に完成させていただいて、あと堤防、国道336号につながる堤防ですね。あれについても、もともと、1回、十勝沖のときに崩れたりとかして、あと、堤防の幅を拡幅して、かつ、ある程度の震度には耐えられるような設計ということで、開発建設部のほうには聞いていますから、道路に出るときにもっと出やすいような形というのを取れないのかというところも要望ありましたので、そこも考えていなくては駄目だということも勉強させていただいております。

あと、議員言われるとおりですね、一番やはり大津のコミセン、マックスの22.3メートルというのが来れば、津波が来ればあの施設も使いものにはならないというところなのですが、そこまでの想定ではなくて通常考えたときには、やはり皆さん、一時避難は遠くに逃げるのでしょうけれども、そのあと、いろいろな地震で家屋の倒壊だ何だという部分の中で、あそこに避難されるということもありますし、今回の被害者数の想定というのはほとんど徒歩で逃げた場合が250人、ほぼ大津地域の方が被害を受けるというような形が出てございます。徒歩の被害、車で行けるわけではないというところで考えますと、やはり、何かしら近いところにそういった施設というのは必要なかなというところも今回説明会もありましたし、その後、原課ともですね、その辺の話を詰めさせていただいております。具体的にはきっと、議員も避難タワーでしたり、避難施設はどうなっているのだという話なのだろうと思います。その辺も含めまして、既に避難タワーある町もありますし、避難艇と言いまして、カプセルみたいなもので、来た時にそれに入って難を逃れるというようなものもあるやに聞いております。それも、道内でもそういった施設をきちんと持っているところがありますので、しっかりと勉強させていただきながら、ただ、あまりのんびりしてはいられませんので、そこは危機感を持って進めていきたいと、そのように思っています。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

9 款教育費、2 項小学校費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3 項中学校費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4 項社会教育費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5 項保健体育費。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 9 款教育費 5 項保健体育費でございますけれども、学校給食費でございまして、10 節の給食材料費が 79 万 4,000 円で補正が組まれておりまして、これは聞くところによると食材費高騰分だということでございます。

世界的にも、日本中でも食品、食材の値上げが目立ってきている中、この情勢が今後、給食費の値上げになるのではないかというふうに心配しております。来年度予算に向けて、値上げがあるのかなというような考えも示しておりますので、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

今回、給食材料費につきましては、今、議員おっしゃるとおり、物価高騰に係る分につきましては、食材費が仕入れ値で前年比 5% から 10% ほど上昇してございます。この分につきましては、大体 7% 程度見込みまして計上させていただいております。

なお今、本町の給食費につきましては、平成 21 年度からずっと据え置きしている状態にございまして、今後についても、この補正につきましては、コロナウイルス対策の臨時交付金を活用しているところなのですが、国のほうからも保護者等に負担をかけないようにということで、この補正と特定財源を活用して補正するものでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2 番小笠原議員 学校給食費の無償化も取り沙汰されている中でございまして、値上げをせずに来年度予算においても今言われたような対策を取っていただけるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

今後の物価高騰については先行き見通せない状況にあります。状況に応じて、給食費に関しては状況を見据えながら慎重に検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に4ページをお開きください。

第2表地方債補正について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第10 議案第41号令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 補正予算書35ページを御覧ください。

議案第41号令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,546万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、令和3年度の介護給付金及び地域支援事業費に対して、国、道、社会保険支払報酬基金から交付された額のうち、実績確定による超過額返還に伴うものであります。

歳入歳出事項別明細書44ページ、歳出から御説明いたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金に国庫支出金等精算返還金520万8,000円を追加。

2項繰出金1目一般会計繰出金に一般会計繰入金精算返還金192万8,000円を追加いたします。

続きまして、歳入については42ページを御覧ください。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金に過年度分地域支援事業支援交付金14万8,000円を追加。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金に、前年度繰越金698万8,000円を追加いたします。

以上でありますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

42ページをお開きください。

5款支払基金交付金。

（質疑なし）

●藤田議長 8款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

44ページをお開きください。

5款諸支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 それでは本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第42号

●藤田議長 日程第11 議案第42号令和4年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 補正予算書47ページを御覧ください。

議案第42号令和4年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,898万8,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、後期高齢者医療保険一部負担金の改正に伴うシステム改修及び北海道後期高齢者広域連合納付金事務費負担金の令和3年度分確定に伴う本年度分負担金との差額精算によるものでございます。

歳入歳出事項別明細書56ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費にシステム改修33万円を追加。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金から事務費負担金27万7,000円を減額。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金に保険料還付金5万円を追加いたします。

続きまして、歳入については54ページを御覧ください。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金に事務費等繰入金 5 万 3,000 円を追加。  
4 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金に保険料還付金 5 万円を追加いたします。  
以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

54 ページをお開きください。

2 款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4 款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に歳出についても款ごとに質疑を受けます。

56 ページをお開きください。

1 款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3 款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第 42 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第43号

●藤田議長 日程第12 議案第43号令和4年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 補正予算書59ページを御覧ください。

議案第43号令和4年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,655万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は豊頃町立豊頃医院及び大津診療所の令和3年度事業費決算に伴う運営交付金の追加及び経営安定を図るための運転資金、貸付金の追加が主なものでございます。

歳入歳出事項別明細書68ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費1項医院費1目医院管理費にオンライン資格確認導入33万円を追加。

2目医院運営費に運営交付金43万3,000円、運転資金貸付金1,500万円、合わせて1,543万3,000円を追加いたします。

続きまして、歳入については66ページを御覧ください。

3款繰越金1項繰越金に前年度繰越金51万6,000円を追加。

4款諸収入2項支払基金交付金に保険医療機関等向け医療提供体制設備交付金24万7,000円を追加。

3項貸付金元利収入に運転資金貸付金1,500万円を追加いたします。

以上でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

66ページをお開きください。

3款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に歳出についても款ごとに質疑を受けます。

68ページをお開きください。

●藤田議長 1款医院費。

1番石田議員。

●1番石田議員 2目医院運営費についてお伺いしたいと思います。

貸付金で1,500万円計上されておりますけれども、歳入のほうでも1,500万円計上されておりますが、一般会計の中では中小企業融資運用資金というのがありまして、これは中小企業に対して融資を行うものであります。金融機関に一定の額を預託をして金融機関から企業が借入れをするという制度であります。この医院における運転資金の貸付金、どういう場合の貸付金なのかお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁いたします。

こちらの運転資金につきましては、当初ですね、運営交付金2,000万円の運営交付金で事業を運営していこうということで資金計画を管理者のほうで立てておりましたが、今回外来患者の受診者数の伸び悩み等がありまして、資金繰りが厳しい状況から今回運転資金の貸付金ということで計上させていただきました。

先ほど議員おっしゃったように中小基金とは利子補給とは違いまして、こちらは町が予算の範囲内で指定管理者に運転資金を貸付けするという事で、貸付期間につきましては貸付けした日からその貸付けした年度に返していただくということで一括償還していただくということになっております。そして貸付利息についても利率についても無利子というふうになっております。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 貸付金の内容については理解をいたしました。貸付金でありますけれども、通常、貸付金は条例規則等による定めが必要になってくるわけなのですが、この貸付金の場合の何かそういう制度的なものがつくられて運用されるようになるのか、その辺を伺いたいと思います。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 本貸付金につきましては8月に豊頃町立豊頃医院及び豊頃町立大津診療所運転資金貸付要綱を制定いたしまして、それに基づき今回、計上させていただいております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 この運転資金の貸付金についてですが、一般的に企業経営しますとこういう資金繰りについての対策もあるでしょう。しかし町立という名の下のクリニックですから、今回先生が替わった、体制が変わったという中において、運転資金が今理由として、何で貸付けの理由としてあったのかなというところを今お聞きしました。いわゆる外来患者の数が落ちたということです。これは何か原因がある。何か原因があるということについての問題点を探りたいというのは本音です。貸付けして年度内に、これを償還するというのですが、今までの医療経営で貸付金という手法を私は聞いたことがないのです。今までのドクターの経営の中では。

ですから、そういう意味で何ゆえかというところのちょっと疑問があります。特に経営内容、外来数が少数傾向だということになれば、何かの対策をしないと、またぞろになりませんかというところも危惧するのです。その辺の掘り下げた内容というものが、もし分かった内容が範囲内であれば、その外来数が少なくなったというのは、なぜかなというところがちょっと気になるのです。

ですから、年度内ということはあと半年です。半年の中でそれが回復できるのかどうかというところが中小企業の立場で考えると聞きたいというところ。聞きたいし、改善策をやはりえぐらないといけないという感じもします。その辺の感想というか受けた感覚、そういうものがあれば、詳細は失礼ですから必要ないと思いますが、そういうことが主ではないかなというところが、これだけなのかどうかというところをちょっと感じ取ったものの感想でも結構です。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 昨年の11月から指定管理ということで、昨年は奥山先生のほうに医師ということで担当していただきました。今年度から木下医師が管理者ということで、当たっていただいております。現在の木下医師のスタンスとしましては、なるべく患者の方に薬のほうの処方について減らしていくということで、かなり時間をかけて診察をしているところでございます。

それと、やはり、患者数が減ったというのは大変申し訳ないのですが、前任の先生のとにかかなり患者が豊頃医院から離れた部分というか、その部分がなかなか戻って

こないということで、それを今の現在の先生は苦慮しております。それを改善するために自分の時間が空いているときに往診等をしながら地域医療のために努力しているというのが現状でございます。

あと、やはり、小児、子供たちの受診がちょっと少なく、池田とか帯広に行く傾向が多いということで、なかなか患者数が伸びないというのが現状ということで、今現在捉えております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 参考になるか、私は今、歯科にかかっています、豊頃の。掲示しているところ全部読ませてもらいました。多分、豊頃の歯科診療所は大津の診療所にも関わっているでしょう。来年4月1日から曜日は1週間のうち2日です。外来患者に回るから、休診になりますよという掲示があります。非常に企業努力していると思います。

ですから、私はそういうものを、この木下先生も考えていると思いますが、スタッフの関係があるからなかなか物理的に難しいかもしれない。しかし、やはり我々町民としては安定された医療機関が永久にそこにあるということが精神的にも肉体的には私は治療薬になるのだろうというふうに感じています。

したがって、それらについても行政はお任せではなくて、そういうような町民一体となって町立病院の再開、いわゆる貸付金というのはあまりいい名称ではありません、これは。ですから、それを早期にやはり我々も協力する体制をつくってですね、臨むべきだなというふうに考えますので、それらについての理事者の考えもちょっとお聞きしたいなと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 内容的には議員おっしゃるとおりだと思います。やはり、こちらのほうも町側としても任せきりでなくて、しっかりと患者さんも戻ってくるような体制含めて組んでいく、しっかりとしていけないと駄目だということは感じています。

まだ、今の木下先生、派遣で豊頃のほうに来ているというようなことでございます。協会のほうはまだ常勤医、決めかねておましてですね、ちょっともっと早くしてくれよという話はですね、しているところなのですが、なかなか見つからないということで、今努力はしていただいております。そういった中で、次の先生に引き継いでいく上でも、開設当初から、それなりのお医者さん来ていただいて、これまでのところは結構うまく改善してきてくれているというふうに私は感じております。あとは言われるとおり、どういうふうに患者を引き戻してやっていくかというのは、指定管理者の協会のほうに任せきりでも仕方がないというところは私も感じておりますので、しっかりさせていただきたいと。

また、この貸付金につきましても、当初、計画では当然、患者数もいろいろあったのでしょうけれども、どうしても2,000万円の中で、回しきれないところは自分の協会の中でうまく融通しながらやっていたというところなのですが、その中でたくさんいろいろなところに病院拠点ありますから、そういったところのやり方として、関係している町のほうにこういったことをお願いしながら、できないかという御相談があった中で、うちのほうも、では、そこはできる限り対応しましょうというようなことで、今回こういった措置をさせていただいたというところなので、そこら辺の信頼関係も含めまして、しっかりとつなぎを持って対応させていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第13 議案第44号令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書71ページをお開き願います。

議案第44号令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,620万1,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により80ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費、簡易水道一般管理費に水道使用料基本料金減免に伴うシステム改修の委託料として30万円。負担金補助及び交付金に151万2,000円を追加するなど、合計181万2,000円を増額するものでございます。

次に、78ページ、歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項使用料から、水道使用料現年度分として2,020万7,000円を減額。

3款繰入金1項他会計繰入金に一般会計繰入金1,527万7,000円を追加。

4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金674万2,000円を追加補正するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

78ページをお開きください。

1款使用料及び手数料。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

80ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑ありませんか。

それでは本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第45号

●藤田議長 日程第14 議案第45号年末年始の休業日の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書1ページを御覧ください。

議案第45号年末年始の休業日の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は役場業務の休業日について十勝管内全市町村において国や北海道の休業日に合わせて統一される方向性が示されていることから、本町においても令和4年から年末年始の休業日を変更するため、関係条例について必要な改正を行うものであります。

条例制定の主な内容について説明いたします。議案説明書は1ページを御覧ください。

第1条豊頃町有バスの運行に関する条例の一部改正については、同条例第3条において年末年始の運休日の規定を、第2条豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正については、同条例第9条において職員の年末年始の休日の規定を、第3条豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正については、同条例第14条において年末年始の休日勤務手当の規定を、第4条豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、同条例第6条において、年末年始の休日勤務に係る報酬の規定を、第5条豊頃町福祉活動拠点施設条例の一部改正については、同条例第4条第2号において拠点施設の年末年始の休館日の規定を、「12月29日から翌年1月3日まで」に改め、第6条豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部

改正については、同条例第17条第2項、第7条豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正については同条例第13条第2項、第8条豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正については、同条例第13条第2項において家賃の納付の規定から、「又は12月31日から翌年の1月5日まで」を削除するものであります。

なお附則として、本条例の施行期日を公布の日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第46号

●藤田議長 日程第15 議案第46号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書3ページを御覧ください。議案第46号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案説明書9ページ、説明第2号を御覧ください。

本案は働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、令和3年8月に人事院の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」等にかかる意見の申出を踏まえ、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤職員を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、一般職及び非常勤職員等の育児休業の取得要

件を緩和するほか、人事院規則に準じ条項及び文言など所要の改正を行いたく提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。

第2条第2号、取得できる非常勤職員の要件の改正では、育児休業を取得することができる非常勤職員の要件から、在職期間1年以上の要件を廃止。産後8週以内に育児休業を取得しようとする場合、更新等の見込みの期日を8週間と6か月を経過する日に要件を緩和。子の1歳到達日の翌日を開始日とする要件を、任期の更新日等を開始日とできるよう緩和。

第2条の3第3号、非常勤職員の休業取得日の要件（1歳以降）の改正では、子が1歳から1歳6か月の間に取得する場合における1歳到達日の翌日を開始日とする要件を、配偶者の休業期間に合わせ、当該非常勤職員が取得する場合に開始日を限定せず、夫婦交代で柔軟に任意日から取得できるよう要件を緩和。

第2条の4、非常勤職員の休業取得日の要件（1歳6か月以降）の改正では、子が1歳6か月から2歳の間を取得する場合における1歳6か月到達日の翌日を開始日とする要件を配偶者の休業期間に合わせ、当該非常勤職員が取得する場合に開始日を限定せず、夫婦交代で柔軟に任意日から取得できるよう要件を緩和。

第3条第5号、一般職について再度の育児休業取得に係る要件の改正では再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申出及び復帰後3か月以上の期間経過の規程を削除。

第3条第7号、再度の取得に係る非常勤職員等の更新の取扱いの改正では、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について非常勤職員同様に任期の更新等があった場合の規定を整備。

なお、附則として第1条に本条例の施行期日を令和4年10月1日とし、第2条に経過措置として、この条例の施行日前に改正前の第3条第5号に規定する計画を任命権者に申し出た場合にあっては、同号の規定はこの条件施行後もなおその効力を有することを定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 ちょっと学習していないから分からないのですが、こういう育児休業された場合の該当者、これは本町でもおありだと思います。これについてのこの該当する人方の処遇というのは休んでいる間、どのような形になるのか説明いただけますか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 育児休業期間中の給与というのはないのですが、手当というか共済組合からある程度の金額を補填されることになっております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 確認ですが、そうすると、この休業中については本町の予算の人件費ではなくて、共済から交付されるというか支給、代替えするということですか。そういう解釈でいいのですか。理解します。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 大崎議員がおっしゃるとおり、給与の補填として共済組合のほうから支給されるということでございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第48号

●藤田議長 日程第16 議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書9ページを御覧ください。議案第48号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、茂岩高台線ロードヒーティング改修工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるも

のであります。

- 1、工事名、茂岩高台線ロードヒーティング改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札であり8月18日に執行しております。
- 3、契約の金額、7,518万5,000円（内消費税等相当額683万5,000円）。
- 4、契約の相手方、中川郡豊頃町中央新町102番地3、有限会社十勝開発、代表取締役松本司。

なお、工期につきましては、契約日から令和4年11月30日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第17 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月9日から同月12日までの4日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から同月12日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これで散会します。

午後 3時4分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員